

「令和8年度福島県12市町村家賃補助金」のお知らせ

福島県では、令和8年4月1日以降に12市町村外から転入された方が、自ら契約して入居する民間賃貸住宅の家賃の一部に対する補助制度を実施しております。

令和8年3月31日までに12市町村に転入された方については、転入先の市町村が補助制度を実施している場合がございますので、各市町村窓口にお問い合わせください。

(※)12市町村…田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、
大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

主な交付要件

- ・ 令和8年4月1日以降に12市町村に転入（住民票を異動）した方
- ・ 12市町村に転入する直前に、連続して3年以上12市町村外に居住していた方
- ・ 自らの意思で12市町村外から転入し、5年以上継続して居住する意思のある方
- ・ 平成23年3月11日時点で12市町村外に居住していた方
- ・ 原則、不動産仲介業者が関与している民間賃貸住宅に居住している方
- ・ 民間賃貸住宅を契約し自ら入居する方・ 就業又は起業している方 等

補助額

- ・ 月額家賃から、公営住宅相当分の基準額（3万5千円）及び住宅手当を控除した額
- ・ 上限：月額4万円
- ・ 補助期間：最大36月

補助対象経費

12市町村内において、賃貸借契約により移住者自らの居住用に供する民間賃貸住宅の月額家賃（管理費、共益費、駐車場使用料及び自治会費等を除く。）

申請期間

令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金）

申請窓口

【郵送により提出する場合】事務局（株式会社URリンケージ）

住所：〒135-0016 東京都江東区東陽 2-4-24 サスセンター4F

【持参する場合】ふくしま12市町村移住支援センター

住所：福島県双葉郡富岡町小浜字中央 295（旧ふたばいんふお）

【電子申請する場合】「未来ワークふくしま(<https://mirai-work.life/live/rent-renovation-support>)」から御申請いただけます。

お問い合わせ先

ふくしま12市町村移住支援補助金コンタクトセンター
TEL 050-2018-6498（平日8:30～17:00）
メール toiawase@12shien.fukushima.jp

申請ページは
こちら

